2026 年 11 月吉日

お客さま各位

株式会社浜松新電力

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、2026 年 10 月 30 日に経済産業省から、支援として「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本支援」という。）の実施に向けた詳細が公表されたことを受け、2026 年 12 月使用分から 2027 年 2 月使用分までの電気料金に対して、お客さまのご使用量に応じた値引きを実施することといたしました。

本件の詳細について、以下の通りご案内申し上げます。

1. 概要

毎月の値引き額については、弊社ご請求書「電気ご使用量等のお知らせ」でお知らせいたします。なお、本支援の適用にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

支援対象のお客さま	低圧・高圧にて当社とご契約のお客さま	
値引き額算定方法	値引き単価×使用電力量	
値引き方法	値引き額算定方法にて算出した金額をご請求金額から減額調整いたします	
適用期間	2026年12月～2027年年2月使用分　（2027年1月～2027年3月検針分）	
2026年12月の値引き単価（税込）	低圧契約のお客さま	高圧契約のお客さま
	1.0　円／kWh	0.5　円／kWh
2027年1月、2月使用分の値引き単価（税込）	低圧契約のお客さま	高圧契約のお客さま
	4.5　円／kWh	2.3　円／kWh

※定額制メニューをご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。
※高圧の繰上検針の需要家さまは 12 月使用分（12 月請求書）から 3 か月間の適用となります。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

≪経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト≫

電気・都市ガスをご利用するみなさまへ｜電気・ガス料金支援｜経済産業省 資源エネルギー庁

≪お問い合わせ窓口≫

TEL　0120-013-305

受付時間　平日 9 時から 17 時まで